

申告書確認表【留意事項】

平成30年4月1日以後開始事業年度等分
単体法人用

項目	No.	確認内容	留意事項
特定課税対象金額等 がある場合の外国法 人から受ける配当等 の益金不算入 別表十七(三の四)	77	別表十七(三の四)の5欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、前事業年度中の日付となることがあります。
特定外国関係会社、 対象外国関係会社、 部分対象外国関係会 社(外国金融子会社 等を含む。)に係る課 税対象金額等 別表十七(三の七)・ 十七(三の八)・ 十七(三の十一) 等	78	(外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度) 租税の負担割合が20/100未満である外国関係会社(特定外国関係会社を除きます。)又は租税の負担割合が30/100未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三の七)等を作成していますか(合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。)。	平成29年度税制改正により、合算課税制度の合算対象とされる外国関係会社は、次のとおりとされています。 ① 特定外国関係会社（いわゆる「実体基準」及び「管理支配基準」のいずれにも該当しない外国関係会社、総資産額に対する一定の受動的所得の割合が30/100を超える外国関係会社で総資産額に対する一定の資産の割合が50/100を超えるもの、財務大臣が指定する情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域に本店等を有する外国関係会社） ② 対象外国関係会社（いわゆる「事業基準」、「実体基準」、「管理支配基準」又は「非関連者基準」若しくは「所在地国基準」の要件のいずれかを満たさない外国関係会社で①以外のもの） ③ 部分対象外国関係会社（②の要件の全てを満たす外国関係会社で①以外のもの） ※ 部分対象外国関係会社のうち、銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う一定のもの及び外国金融持株会社等を外国金融子会社等といいます。
	79	別表十七(三の七)等の各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。	
	80	別表十七(三の八)の24欄の金額は、2欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。	2欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	81	別表十七(三の八)の28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社（特定外国関係会社又は対象外国関係会社）を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	82	別表十七(三の十一)の6欄の金額は、4欄の事業年度の所得に対する外国法人税額ですか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	対象事業年度以外の外国法人税額を記載した場合には、控除対象外国法人税額の計算に誤りが生じことがあります。
	83	別表十七(三の十一)の36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の当事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	自社の同日を含む事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、当該電信売買相場の仲値を適用する必要があります。